

日本語初期指導支援事業(オンライン日本語初期指導講座)に係る業務委託仕様書

1 業務概要

(1) 業務名

日本語初期指導支援事業（オンライン日本語初期指導講座）に係る業務

(2) 業務の目的

岐阜県における日本語指導が必要な児童生徒が、日本の学校生活について必要な日本語や知識等を確実に身に付けることができるよう、日本語初期指導が実施できる体制等が十分に整っていない学校に在籍する児童生徒を対象に、オンラインによる日本語初期指導講座を実施し、日本語指導が必要な外国人児童生徒等の教育機会を確保する。

(3) 委託期間

契約を締結した日から令和9年2月28日まで

2 業務の実施体制

受託者は、受託者がもつ専門的知識、幅広い識見及び豊かな経験等を最大限に発揮できるように、本業務に係る企画提案書等に基づき、本業務を遂行するに適した資質・能力をもつ者を従事者として配置するとともに、その者を補助する体制も含めて受託者内で十分な体制をとること。

また、受託者は、本業務に従事する者に対する的確な指揮監督、指導助言をする能力を有し、オンライン日本語指導を受ける児童生徒（以下「対象児童生徒」という。）の在籍する学校（以下「実施校」という。）及び岐阜県と協議、調整をする者として総括責任者1名を指定すること。

契約締結後には、速やかに、総括責任者の氏名のほか、本業務に係る体制、従事者の氏名・経歴、緊急時の連絡先等の事務処理体制等について報告すること。

3 業務の内容

受注者は、次の各号に定める事業を行う。

(1) 業務計画策定に係る業務

- ① 体制、組織図、連絡先、従事者名簿、業務計画、業務内容、詳細スケジュール、日本語初期指導計画等を明らかにした計画書を作成する。（以下、「業務計画書」という。）
 - ・ 受託者は、岐阜県と協議の上、岐阜県と受託者とが合意すべき事項等（前項の業務の実施体制に係る報告を含む。）の案を、企画提案書等に基づき作成すること。
 - ・ 業務計画書は、本業務の契約締結後1週間以内に、その内容を岐阜県に説明すること。業務計画書は岐阜県の承認をもって決定する。承認後、速やかに提出すること。
 - ・ また、業務計画書に基づく受講者管理を含む業務管理は、受託者が責任をもって行うものとし、修正が必要となった場合には、受託者は速やかに修正案を作成し、その内容について岐阜県と協議すること。業務計画書の修正案についても、岐阜県の承認をもって決定する。修正案についても、承認後、速やかに提出すること。

(2) 受講募集から受講者確定までの業務

- ① 受講者募集に係る案内文書の作成及び簡易な申請方法を明記した申請フォームを準備する。
- ② 各市町村(組合)教育委員会、義務教育諸学校に対してオンラインで事業説明会を実施する。
- ③ 各学校が保護者に対して事業説明する際に使用する多言語版動画や多言語版リーフレットを作成し、提供する。
- ④ 事前の日本語能力アセスメント(以下「事前面談」という。)を実施し、対象児童生徒の受講可否を判定する。
 - ・ 受講申請をした対象児童生徒に対して、事前の日本語能力アセスメント(以下「事前面談」という。)を実施して対象者の日本語能力を把握するとともに、その評価を行う。
 - ・ 実施校担当者にヒアリングを行い、対象児童生徒の家庭や学校での言語使用状況、学習状況、文化的背景を含む生活環境を把握する。
- ⑤ 申請状況を集約し、受講決定まで申請校との連絡をとる。

(3) オンライン日本語初期指導講座の実施に係る業務

- ① 対象児童生徒に対して、提出された日本語初期指導計画に基づいたオンラインによる日本語初期指導を実施する。
 - ・ 約1か月間の講座(以下「コース」という。)を実施する。
 - ・ 小学校高学年(小4~6年)、中学生を対象としたコースを実施する。(必要に応じて小学校低学年も対象とする。)
 - ・ 年間5回以上の実施時期を設定する。(7月までに1回以上、9月から12月までに3回以上、1月から2月までに1回以上とする。)
 - ・ 各実施時期において、複数のコースを設定する。
 - ・ 1コースは平日週5日、1日3コマ(1コマ45分又は50分)以上の講座を実施する。
 - ・ 各タームにおいては、少人数で双方向でのやりとりを重視した講座となるようにする。
 - ・ 教材は、岐阜県が指定したものに加えて、独自のものを用意する。
 - ・ 日本語初期指導計画は、岐阜県と協議の上、岐阜県が承認したものをを用いることとする。
 - ・ コースにおける指導計画・指導内容については、事前に申請校に対して周知すること。
- ② 受講後、学校や児童生徒に対するアンケートをオンラインフォームにより実施・集計する。アンケート内容は岐阜県と協議の上作成し、結果は岐阜県に報告・提供すること。

4 問い合わせ窓口その他

- (1) 学校からの、講座受講における出欠や接続不具合等に係る問合せ窓口を設置すること。
- (2) PDFマニュアルや、FAQ等を整備すること。

5 関係書類の提出

		記載事項	
1	業務計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務に係る企画提案書等に基づき、岐阜県と受託者が合意すべき事項などを取りまとめた計画書を作成すること。 ・記載事項は、岐阜県と協議の上で決定する。参考として、岐阜県が想定する事項は次のとおりである。 (1) 体制、組織図 (2) 従事者名簿 (3) 連絡先 (4) 業務計画 (5) 業務内容 (6) 詳細スケジュール (7) 日本語初期指導計画 (8) 業務報告書様式 (各期) 	契約締結後1週間以内／書面及び電子媒体 各1部
2	各期業務報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・各期に業務報告書を作成し、岐阜県へ提出すること。 ・報告事項は、岐阜県と協議の上で決定する。参考として、岐阜県が想定する事項は次のとおりである。 (1) 各タームの業務報告 (2) 受講児童生徒の出欠状況と学習状況の報告 (3) 会議録・協議録（該当がある場合）等 	電子媒体1部
3	委託業務実施報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の履行完了後、遅滞なく以下の書類を作成・提出すること。また以下についても併せて提出し、岐阜県の検査を受けること。 ・（別紙様式）業務実施報告書 ・業務完了届 ・ 収支決算書 ・情報セキュリティ対策実施報告書 ・情報セキュリティ体制報告書 	最終ターム終了後1週間以内 電子媒体1部

6 セキュリティ対策その他

受託者は、セキュリティ対策の実施に当たって、実施方法及び設定内容の詳細を岐阜県と協議の上で決め、必要十分な対策を行うこと。

- (1) オンライン日本語初期指導講座の実施における環境整備については、以下のとおりとする。
 - ① 各実施校においては、各校に配備されているタブレット端末等を活用する。
 - ② インターネットを経由したサービス利用として、参加校全てがアクセス可能なこと。
 - ③ ミーティングルーム等、オンライン指導に係る設備等は受託者が提供すること。
- (2) 受託者は、適切なウイルス対策及びマルウェア対策を行い、情報の改ざん、毀損及び漏えいなどを防止すること。また、適切な構成管理を行い、システムの動作に必要なないソフトウェアの削除又はサービスの停止を行うこと。
- (3) 情報資産の取り扱いについては、以下のとおりとする。
 - ① 受託者は、本業務の遂行に当たり岐阜県の所掌する情報資産の保護（データバックアップを

含むものとする。)について万全を期すものとし、その機密性、可用性及び安全性を維持する上で必要な対策を行うこと。

- ② 受託者は、本業務を履行する上で知り得た情報を正当な理由なく第三者に与え、本業務の履行目的以外に使用することがないよう、関係者に周知徹底し、所要の教育を行うこと。
- ③ 受託者は、岐阜県が教育内容について報告等を求めた場合は、必要な情報を提供すること。

7 清算について

- (1) 本仕様書に記載の全ての業務に係る経費は、本契約に含めるものとする。
- (2) 委託料は、契約金額に基づき支払うものとする。

8 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 受託者は、自身が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることができない。
ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、委託者と協議の上、業務の一部を委託することができる。
- (2) 受託者が本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (3) 受託者は、業務の実施に当たり、本業務に従事する従業員若しくはその他の者による情報資産の保護（内部セキュリティ対策）に係る体制を整備すること。
- (4) 受託者は、本業務を行うに当たって、別紙「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守しなければならない。
- (5) 著作権、肖像権等、他の個人、団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (6) 受託者は、不正な変更が発見された場合に、岐阜県と連携して原因を調査・排除できる体制を整備すること。
- (7) 受託者は、本業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。委託業務終了後も同様とする。
- (8) 受託者は、本業務の実施のために必要な受託者が従前より有する知的財産権、あるいは第三者が有する知的財産権については、当該権利の利用に当たり支障のないよう書面により確認しなければならない。書面による確認がない場合に、以後何らかの問題が発生した場合は、受託者の責任により対処することとする。

9 不当介入における通報義務等

受託者は契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた時は、警察に通報しなければならない。尚、通報がない場合は、入札参加資格を停止することがある。

受託者は、暴力団関係者等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができない時は、委託者に履行期間の延長変更を請求することができる。

10 その他

本仕様書に記載のない事項又は疑義のある事項については、委託者と受託者が協議して定めるものとする。